奈良県教育委員会教育長訓令第十一号

教育委員会事務局
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長　矢和多　忠　一

第五条第二項中「（総務担当）」を削る。

第十三条第一項第三号中「総務福利課長」を「総務室長」に改める。